

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第28号

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会条例の一部改正)

第1条 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会条例(平成20年佐賀県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、<u>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会</u>(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、<u>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会</u>(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の重要な財産を定める条例の一部改正)

第2条 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の重要な財産を定める条例(平成22年佐賀県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の重要な財産を定める条例</u></p> <p>地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第44条第1項の規定により、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとするときにあっては、その適正な</p>	<p><u>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の重要な財産を定める条例</u></p> <p>地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第44条第1項の規定により、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとするときにあっては、その</p>

改正前	改正後
見積価額)が7,000万円以上の不動産(信託に係るものを除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。	適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産(信託に係るものを除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

(佐賀県特別会計設置条例の一部改正)

第3条 佐賀県特別会計設置条例(昭和39年佐賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>(1)~(14) 略</p> <p>(15) <u>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付金特別会計</u> <u>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付金の貸付事業及び病院事業債の管理事業</u></p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>(1)~(14) 略</p> <p>(15) <u>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計</u> <u>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館貸付金の貸付事業及び病院事業債の管理事業</u></p>

附 則

この条例は、平成25年5月1日から施行する。